

報道関係者 各位

平成22年12月22日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

室長 鈴木 裕 二

(直通電話) 03-5403-2172

エクソンモービル（平成10年度夏季一時金）不当労働行為再審査事件 （平成14年（不再）第40号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 赤塚信雄）は、平成22年12月21日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】

～会社が一時金交渉未妥結の段階で一時金の仮払を拒否したこと、および賃上げ交渉未妥結を理由に一時金交渉の妥結を拒否したことは、不当労働行為に当たらないとした事案～

- 1 一時金の支払については、一時金交渉の妥結前に仮払する特段の事情や慣例があったとはいえないことから、会社が組合からの仮払要求に応じなかったことが不当労働行為に当たるとはいえない。
- 2 会社が一時金交渉の妥結を拒否したのは、一時金の算定基礎となる賃上げ分を併せて確定したいとの意思に基づくものとみるのが相当であり、組合を殊更差別したとも認められない。従って、会社が賃上げ交渉未妥結を理由に一時金交渉の妥結を拒否したことが不当労働行為に当たるとはいえない。

I 当事者

再審査申立人：スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合（以下「組合」）〔大阪府豊中市〕、組合員数33名（H13.8.1現在）

再審査被申立人：エクソンモービル有限会社（以下「会社」）、初審申立時はエッソ石油株式会社〔東京都港区〕、従業員数900名（H13.8.1現在）

II 事案の概要

本件は、会社が、平成10年度一時金交渉が妥結していない時点で、夏季一時金のうち、会社裁量で配分する部分を除く一律部分の仮払を組合が求めたのを拒否し、および同年度賃上げ交渉の未妥結を理由に同年度一時金の妥結を拒否したことが、労働組合法第7条の不当労働行為に該当するとして、大阪府労働委員会（以下「大阪府労委」）に救済申立てがあった事件である。

大阪府労委は、平成10年度夏季一時金の仮払拒否および同年度一時金交渉の妥結拒否は不当労働行為に当たらないとして、組合の救済申立てを棄却したところ、組合はこれを不服として再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文 本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) **会社が、平成10年度一時金について妥結していない時点で、夏季一時金のうち会社配分を除く一律部分の仮払を拒否したことが、不当労働行為に当たるか。**

組合は、一時金は賃金の後払であるから、労働した時間、即ち算定期間分の一時金については労働者に請求権があり、会社は、未妥結の場合は仮払を行う義務があると主張するが、一時金の支払いについて定めた会社と組合間の労働協約はなく、また、会社の就業規則などにもこのような定めはない以上、未妥結にもかかわらず、会社が一時金の支給を行う義務があるとはいえない。また、組合は、昭和58年度一時金について仮払を行った例があることをもって、仮払を行う慣行があったと主張するようであるが、当該一例をもって慣行が成立していたとはいえることはできない。さらに、組合は、会社が組合との一時金交渉が妥結していない状況で非組合員に一時金を支給したことが仮払に当たるので、組合にも仮払を行うべき義務があると主張するようであるが、会社は、非組合員に対しては、別組合と一時金について妥結するのを待って、新賃金に基づき計算した一時金を支給したのであって、非組合員が一時金の受領を拒否したり異議を述べたことをうかがわせる事実は認められない。他方、組合は、未だ妥結の意思も表示しない時点で、旧賃金により計算された一時金の仮払を求めたのであって、非組合員と組合員では一時金の支給をめぐる事情が異なっているのであるから、会社が組合の組合員を殊更差別的に取り扱ったと評価することはできない。

従って、会社が、組合からの一時金の仮払要求に応じなかったことが、組合員を殊更差別的に取り扱うとともに、経済的に窮地に陥れ、もって組合の弱体化を図ろうとする意図で行われた組合に対する支配介入であったとはいえない。

(2) **会社が、平成10年度賃上げ交渉の未妥結を理由に同年度一時金交渉の妥結を拒否したことが、不当労働行為に当たるか。**

会社が、平成10年度賃上げ交渉未妥結を理由に同年度一時金交渉の妥結を拒否したのは、一時金の算定基礎となる賃上げ分を併せて確定したいとする意思に基づくものとみるのが相当であり、会社の同対応は、組合を殊更差別的に取り扱い、また、組合に対しとりたてて不合理な条件を押しつけ、組合の弱体化を図ろうとする支配介入であると判断することはできない。

【参考】

初審救済申立日 平成10年8月4日 (大阪府労委平成10年(不)第45・46号)
初審命令交付日 平成14年8月20日
再審査申立日 平成14年8月29日